

TOPIC

SDIC Q&A版

No.178

2017年7月

発行 スズケン医療情報室

弊社医療情報室(ステック SDIC: Suzuken Drug Information Center)に寄せられているお問合せの中から、
「海外旅行などで麻薬、向精神薬を携帯する際の注意」について取り上げます。

Q 1. 治療上必要な麻薬や向精神薬を海外へ携帯する際、手続きは必要ですか？



A1. 麻薬や向精神薬を処方されている方が、自己の疾病治療のために海外へ携帯する際、日本と渡航国の規制を受けます。日本の出入国時には、日本の「麻薬及び向精神薬取締法」で定められた手続きが必要です。日本での麻薬は、事前に地方厚生(支)局長の許可を必ず受け、交付された許可書を携帯する必要があります。また、向精神薬は携帯する量により対応が異なります(下記参照)。一方、渡航国の出入国時には、その国の規制を受けます。本人が認識せずに携帯し、トラブルとなる場合があります。例として、フルニトラゼパム(サイレース、ロヒプノールなど)はアメリカでは持ち込みが禁止されています。国により規制が異なるため、トラブルを避けるには、渡航国の在日大使館や領事館などに事前に確認することや、自己の疾患治療に必要である旨の英文の薬剤証明書や医師の診断書を用意することが勧められています。

麻薬 日本における携帯による医療用麻薬の輸出入の手続き

下記の書類を右記の麻薬取締部へ提出し、交付される許可書を所持

- ◆医師の診断書：患者住所、氏名、施用を必要とする理由(病名)、品名・規格・用法・用量などが記載されたもの
- ◆麻薬携帯輸入許可申請書(日本に入国時)
- ◆麻薬携帯輸出許可申請書(日本から出国時)

※許可書の送付に要する期間を考慮し、出入国日の2週間前までに提出、

出入国までに時間的余裕がない場合には必ず直接電話等で相談してください。

申請方法や用紙は厚生労働省地方厚生局麻薬取締部「麻薬取締官」web サイトをご参照ください。<http://www.ncd.mhlw.go.jp/>

＜麻薬携帯輸入(輸出)許可申請書提出先＞

地方厚生(支)局 麻薬取締部	電話番号
北海道厚生局	011-726-3131
東北厚生局	022-221-3701
関東信越厚生局	03-3512-8691
東海北陸厚生局	052-951-6911
近畿厚生局	06-6949-6336
中国四国厚生局	082-227-9011
四国厚生支局	087-811-8910
九州厚生局	092-472-2331

向精神薬 日本における携帯による医療用向精神薬の輸出入の手続き

◆内服薬・外用薬の向精神薬

- ・総量が表1(次ページ)に示す一定量以下の場合 ⇒ 手続き不要
- ・総量が表1(次ページ)に示す一定量を超える場合 ⇒ 書類を所持

※注射薬の向精神薬は成分量に関わらず書類の所持が必要です。

※一定量以下の場合でも出入国時の無用なトラブルを避けるために右記の書類を所持しても差し支えありません。また、麻薬のような手続きや許可書の交付はありません。

～～書類とは～～

自己の疾病治療のため特に必要であることを証する書類

例)「処方箋の写し」、「患者の氏名・住所、携帯する向精神薬の品名・数量を記載した医師の証明書」

Q 2. 英文の薬剤証明書や診断書を作成する際に参考となる情報はありますか？

A2. 英文の薬剤証明書の記載例や英文診断書の作成可否などがエリア別で確認できるサイトをご紹介します。

主な団体 (URL)	掲載 Navi	掲載内容
愛知県薬剤師会 (http://www.apha.jp/)	TOP>医療関係者用サイト>旧 TOP/NET> 海外旅行の際に役立つ医薬品情報	英文薬剤証明書の記載例や全般的なお役立ち情報が掲載。
北海道薬剤師会 (http://www.doyaku.or.jp/)	TOP>道民の皆様へ>おぐすり情報室> 英文投薬証明書	英文薬剤証明書の記載例などが掲載。
海外医療支援協会 (http://www.imasi.jp/)	TOP>その他の情報>英文診断書作成用紙	英文診断書作成用紙のダウンロード可能。
くすりの適正使用協議会 (http://www.rad-ar.or.jp/)	TOP>くすりの検索	商品名などから「くすりのしおり」を検索でき、印刷やダウンロード可能。 英語版が用意されているものもある。
日本渡航医学会 (http://jstah.umin.jp/)	TOP>トラベルクリニックリスト	各地域のトラベルクリニックや認定医、施設での英文診断書の作成可否などが掲載。
日本旅行医学会 (http://jstm.gr.jp/)	TOP>認定医一覧	

URL や掲載 Navi は作成時点での情報のため変更される可能性がありますのでご了承ください。

表1 日本における向精神薬を携帯輸出入する際の総量(内服薬・外用薬)

[麻薬及び向精神薬取締法施行規則 第二十七条及び第三十条関係 別表第一]一部改変

※エチゾラム、ゾピクロンは向精神薬として2016年10月14日から指定。

分類	一般名	一定量(mg)	主な商品名(剤形、規格)
第一種	メチルフェニデート	2,160	リタリン(錠 10mg)、コンサータ(錠 18mg、27mg、36mg)
	モダフィニル	6,000	モディオダール(錠 100mg)
第二種	アモバルビタール	9,000	イソミタール(末)
	ブプレノルフィン	80	ノルスパン(テープ 5mg、10mg、20mg)、レペタン(坐剤 0.2mg、0.4mg)
	フルニトラゼパム	60	サイレース、ロヒプノール(錠 1mg、2mg)
	ペンタゾシン	18,000	ソセゴン、ペンタジン(錠 25mg)
	ペントバルビタール	4,500	ラボナ(錠 50mg)
第三種	アルプラゾラム	72	コンスタン、ソラナックス(錠 0.4mg、0.8mg)
	エスタゾラム	120	ユーロジン(散 1%／錠 1mg、2mg)
	エチゾラム	90	デパス(細粒 1%／錠 0.25mg、0.5mg、1mg)
	オキサゾラム	1,800	セレナール(散 10%／錠 5mg、10mg)
	クアゼパム	900	ドラール(錠 15mg、20mg)
	クロキサゾラム	360	セパゾン(散 1%／錠 1mg、2mg)
	クロチアゼパム	900	リーゼ(顆粒 10%／錠 5mg、10mg)
	クロナゼパム	180	ランドセン、リボトリール(細粒 0.1%、0.5%／錠 0.5mg、1mg、2mg)
	クロバザム	2,400	マイスタン(細粒 1%／錠 5mg、10mg)
	クロラゼパム	900	メンドン(カプセル 7.5mg)
	クロルジアゼポキシド	1,800	コントロール(散 1%、10%／錠 5mg、10mg)
	ジアゼパム	1,200	セルシン(散 1%／錠 2mg、5mg、10mg／シロップ 0.1%)、 ホリゾン(散 1%／錠 2mg、5mg)、ダイアップ(坐剤 4mg、6mg、10mg)
	ゾピクロン	300	アモバン(錠 7.5mg、10mg)
	ゾルピデム	300	マイスリー(錠 5mg、10mg)
	トリアゾラム	15	ハルシオン(錠 0.125mg、0.25mg)
	ニトラゼパム	450	ベンザリン(細粒 1%／錠 2mg、5mg、10mg)、 ネルボン(散 1%／錠 5mg、10mg)
	ハロキサゾラム	300	ソメリン(細粒 1%／錠 5mg、10mg)
	フェノバルビタール	6,000	フェノバル(末／散 10%／錠 30mg／エリキシル 0.4%)、 アストモリジン胃溶・腸溶(錠)、トランコロン P(錠)、ヒダントール D・ E・F(錠)、複合アレピアチン(錠)、ベゲタミン A・B(錠)、 ルピアル(坐剤 25mg、50mg、100mg)、 ワコビタール(坐剤 15mg、30mg、50mg、100mg)
	フルジアゼパム	22.5	エリスパン(錠 0.25mg)
	フルラゼパム	900	ダルメート(カプセル 15mg)
	プロチゾラム	15	レンドルミン(錠 0.25mg、D 錠 0.25mg)
	プロマゼパム	450	レキソタン(細粒 1%／錠 1mg、2mg、5mg)、セニラン(坐剤 3mg)
	ペモリン	6,000	ベタナミン(錠 10mg、25mg、50mg)
	マジンドール	90	サノレックス(錠 0.5mg)
	メダゼパム	900	レスミット(錠 2mg、5mg)
	ロフラゼパムエチル	60	メイラックス(細粒 1%／錠 1mg、2mg)
	ロラゼパム	90	ワイパックス(錠 0.5mg、1mg)
	ロルメタゼパム	60	ロラメット、エバミール(錠 1mg)

例) デパス錠 1mg
(エチゾラム)が
1日1回1錠、30
日分の場合、総量
が90mg以下のた
め、前ページの手
続きは不要です。

Q3. 麻薬、向精神薬以外にも注意を要する薬剤はありますか？



A3. 覚せい剤原料(エフピーOD 錠、セレギリン塩酸塩錠)は「覚せい剤取締法」の規定により、医療用医薬品であっても日本からの携帯による輸出入はできません。麻薬、向精神薬と同様に、国によって規制が異なるため、注意を要します。日本では覚せい剤原料にあたらな含量 10%以下のプソイドエフェドリン(ディレグラ配合錠、OTC の鼻炎薬など)は、タイでは覚せい剤原料にあたるため、持ち込みが禁止されています。その他、インスリンなどの自己注射用の注射器は、手荷物検査時に適切な証明書の提示ができないと没収の可能性もあり、英文診断書などを持参することが推奨されています。

(参考文献)

- 1) 麻薬・向精神薬・覚せい剤管理ハンドブック第9版 259-270、321-323、356 '11
- 2) 内科 119(5)939-942 '17
- 3) 実例による英文診断書・医療書類の書き方(第2版) '11
- 4) 米国への持込品に関して(在日米国大使館・領事館ホームページ)
- 5) 麻薬及び向精神薬の携帯輸出入許可申請について(関東信越厚生局ホームページ)
- 6) タイ入国時のプソイドエフェドリン(PSE)の持込み禁止(在東京タイ王国大使館ホームページ)
- 7) 各団体ホームページ

内容の最終確認は参考文献等をお願いします。尚、弊社では、参考文献の複写サービスは行っておりません。